

契約業者の方へ（選挙運動用自動車の借入れ）

公費負担制度とは

この制度は、柳川市議会議員及び柳川市長の選挙に関して、候補者と契約業者との間に交わされた「選挙運動用自動車の使用」又は「選挙運動用ポスター等の作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、柳川市が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

公費で負担するのは？

候補者と契約された1日当たり借入金額、又は基準限度額（15,800円）のいずれか少ない方の額を公費負担します。また、基準限度額を超える金額は候補者へ請求することとなります。（例えば1日当たり20,000円の自動車借入れ契約をしている場合は、差額の4,200円は候補者の負担です。）

なお、候補者が供託物を没収された場合、公費負担できませんので、全額候補者が支払うことになります。

〔参考〕供託物の没収点（市議会議員選挙）

議員定数をもって有効投票数を除して得た数の10分の1が、供託物の没収点です。

（例）有効投票数 50,000票のとき、供託物の没収点 238.0952票（ $50000 \div 21 \times 1 \div 10$ ）

→ 有効得票数が238.0952票未満の場合、公費負担制度が利用できない

有効得票数が238.0952票以上の場合、公費負担制度が利用できる

費用の請求

候補者から渡される書類は下記のものであります。

請求する際に必要ですので、候補者から必ず書類を預かり、供託物が没収されないことが9月30日の選挙会において確定した後、選挙管理委員会へ下記書類を提出し、柳川市に請求してください。

○様式第4号（その1）「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」

○様式第6号（その1）「請求書（自動車）」

○別紙2の「請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送業者以外との運送契約により自動車を使用した場合）(1)自動車の借入れ」

※請求書に押印する印は、契約書に押印したものと同一印を押印してください。

お問い合わせ先

〒832-8601 柳川市本町87番地1

柳川市選挙管理委員会 電話 0944-77-8491

契約業者の方へ（燃料の供給）

公費負担制度とは

この制度は、柳川市議会議員及び柳川市長の選挙に関して、候補者と契約業者との間に交わされた「選挙運動用自動車の使用」又は「選挙運動用ポスター等の作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、柳川市が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

公費で負担するのは？

候補者に供給された燃料の販売金額の合計額、又は基準限度額（52,920円）のいずれか少ない方の額を公費負担します。また、基準限度額を超える金額は候補者へ請求することとなります。（例えば60,000円分ガソリンを購入した場合は、不足額の7,080円は候補者の負担です。）

なお、候補者が供託物を没収された場合、公費負担できませんので、全額候補者が支払うことになります。

〔参考〕供託物の没収点（市議会議員選挙）

議員定数をもって有効投票数を除して得た数の10分の1が、供託物の没収点です。

（例）有効投票数 50,000票のとき、供託物の没収点 238.0952票（ $50000 \div 21 \times 1 \div 10$ ）

→ 有効得票数が238.0952票未満の場合、公費負担制度が利用できない

有効得票数が238.0952票以上の場合、公費負担制度が利用できる

費用の請求

候補者から渡される書類は下記のものであります。

請求する際に必要ですので、候補者から必ず書類を預かり、供託物が没収されないことが9月30日の選挙会において確定した後、選挙管理委員会へ下記書類を提出し、柳川市に請求してください。

○様式第6号（その1）「請求書（燃料）」

○別紙2「請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送業者以外との運送契約により自動車を使用した場合）（2）燃料代」

○様式第3号（その1）「自動車燃料代確認書」

○様式第4号（その2）「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」

○個別の給油伝票（様式は各社任意。契約した自動車のナンバープレートの番号が明記されたもの。）

※請求書に押印する印は、契約書に押印したものと同一印を押印してください。

公費の負担対象となるのは、選挙運動用自動車（1候補1台のみ）に供給された燃料代です。選挙運動用自動車以外に供給された燃料代は公費負担の対象となりません。

お問い合わせ先

〒832-8601 柳川市本町 87 番地 1

柳川市選挙管理委員会 電話 0944-77-8491

契約業者の方へ（運転手の雇用）

公費負担制度とは

この制度は、柳川市議会議員及び柳川市長の選挙に関して、候補者と契約業者との間に交わされた「選挙運動用自動車の使用」又は「選挙運動用ポスター等の作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、柳川市が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

公費で負担するのは？

候補者と契約された1日当たり報酬、又は基準限度額（12,500円）のいずれか少ない方の額を公費負担します。

また、基準限度額を超える金額、例えば1日当たり20,000円の運転手雇用契約をしている場合は、差額の7,500円は候補者から支払われることとなります。

なお、候補者が供託物を没収された場合、公費負担できませんので、全額候補者が支払うことになります。

〔参考〕供託物の没収点（市議会議員選挙）

議員定数をもって有効投票数を除して得た数の10分の1が、供託物の没収点です。

（例）有効投票数 50,000票のとき、供託物の没収点 238.0952票（ $50000 \div 21 \times 1 \div 10$ ）

→ 有効得票数が238.0952票未満の場合、公費負担制度が利用できない

有効得票数が238.0952票以上の場合、公費負担制度が利用できる

費用の請求

候補者から渡される書類は下記のものであります。

請求する際に必要ですので、候補者から必ず書類を預かり、供託物が没収されないことが9月30日の選挙会において確定した後、選挙管理委員会へ下記書類を提出し、柳川市に請求してください。

○様式第6号（その1）「請求書（運転手）」

○別紙2の「請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送業者以外との運送契約により自動車を使用した場合）（3）運転手」

○様式第4号（その3）「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」

※請求書に押印する印は、契約書に押印したものと同一印を押印してください。

お問い合わせ先

〒832-8601 柳川市本町87番地1

柳川市選挙管理委員会 電話 0944-77-8491

契約業者の方へ（ポスター作成）

公費負担制度とは

この制度は、柳川市議会議員及び柳川市長の選挙に関して、候補者と契約業者との間に交わされた「選挙運動用自動車の使用」又は「選挙運動用ポスター等の作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、柳川市が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

公費で負担するのは？

単価限度額の単価 2,466 円、枚数 162 枚、金額 399,492 円と、作成金額の単価、枚数、金額それぞれを比較して、**少ない方の単価枚数で算出される額**を公費負担します。

例えば、単価 1,000 円で 200 枚作成した場合、 $1,000 \text{ 円} \times 162 \text{ 枚} = 162,000 \text{ 円}$ が公費、 $1,000 \text{ 円} \times 200 \text{ 枚} = 200,000 \text{ 円}$ から 162,000 円を引いた残りの 38,000 円が候補者の負担です。

なお、候補者が供託物を没収された場合、公費負担できませんので、全額候補者が支払うことになります。

〔参考〕供託物の没収点（市議会議員選挙）

議員定数をもって有効投票数を除して得た数の 10 分の 1 が、供託物の没収点です。

（例）有効投票数 50,000 票のとき、供託物の没収点 238.0952 票（ $50000 / 21 \times 1 / 10$ ）

→ 有効得票数が 238.0952 票未満の場合、公費負担制度が利用できない

有効得票数が 238.0952 票以上の場合、公費負担制度が利用できる

費用の請求

候補者から渡される書類は下記のものであります。

請求する際に必要ですので、候補者から必ず書類を預かり、供託物が没収されないことが 9 月 30 日の選挙会において確定した後、選挙管理委員会へ下記書類を提出し、柳川市に請求してください。

○様式第 6 号（その 2）「請求書（ポスターの作成）」

○別紙「請求内訳書」

○様式第 3 号（その 2）「ポスター作成枚数確認書」

○様式第 5 号「ポスター作成証明書」

※請求書に押印する印は、契約書に押印したものと同一印を押印してください。

公費の負担対象となるのは、**選挙運動用ポスターの作成にかかった費用**です。

選挙運動用ポスター作成以外の印刷物の作成にかかった費用については、公費負担の対象となりません。

お問い合わせ先

〒832-8601 柳川市本町 87 番地 1

柳川市選挙管理委員会 電話 0944-77-8491